

社会福祉法人 殿山福社会

役員等の報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人殿山福社会の役員等の報酬等について、社会福祉法人殿山福社会定款第24条に基づき定めるものである。

(役員等の定義)

第2条 本規程における役員等とは、本法人の理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員とする。

第2章 理事長の報酬

(理事長の業務)

第3条 理事長は理事会からの委任を受けて、社会福祉法人の代表として内部的・対外的な業務を執行する。また、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項については、定款細則第15条、別表1に定める。

(理事長の報酬)

第4条 常勤の理事長は、毎月80万円、年間960万円を上限とし、その責務に応じた適正な報酬額を支給する。

2 前項に該当する理事長は、1週5日、1日5時間以上(1週25時間以上)勤務するものとする。

第5条 非常勤の理事長は、毎月30万円、年間360万円を上限とし、その責務及び勤務の形態に応じた適正な報酬額を支給する。

(報酬支払日と控除)

第6条 報酬支払日と控除については、職員給与規程に準ずる。

第3章 理事及び監事の報酬

(理事及び監事の業務)

第7条 報酬が支払われる役員の仕事とは、理事会、評議員会、埼玉県指導監査、新座市指導監査、法人の行う入札及び理事長の命令による出張である。

2 業務執行理事の仕事は、法人及び施設の運営管理及び労務管理全般につき、理事長の命令により行い、職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事及び監事の報酬)

第8条 報酬は、正当な労働の対価として支払われる。報酬額は以下の通りとする。

(1) 理事会に出席した理事・監事の報酬は、1回15,000円とする。

(2) 埼玉県及び新座市の指導監査に立ち会った理事及び監事の報酬は、1回15,000円とする。

(3) 入札に立ち会った役員の仕事は、1回15,000円とする。但し、同日に理事会が開催される場合は、理事会の報酬のみを支払うこととする。

(4) 会議等の出席のために必要な交通費は実費を支給する。

2 その他理事長の命令により出張した場合は、その仕事の難易度によりその都度定める。

3 報酬は、課税額を控除した金額を支払う。

(業務執行理事の報酬)

第9条 業務執行理事の報酬は、毎月10万円を上限とする。

第4章 評議員の報酬

(評議員の仕事)

第10条 報酬が支払われる評議員の仕事は、評議員会への出席や理事長の命令による出張とする。

(評議員の報酬)

第11条 報酬は、正当な労働の対価として支払われる。報酬額は以下の通りとする。

(1) 評議員会に出席した評議員の報酬は、1回15,000円とす

- る。
- (2) 会議等の出席の為に必要な交通費は実費を支給する。
 - 2 その他理事長の命令により出張した場合は、その業務の難易度によりその都度定める。
 - 3 報酬は、課税額を控除した金額を支払う。

第5章 評議員選任・解任委員の報酬

(評議員選任・解任委員の業務)

第12条 評議員選任・解任委員の業務は、評議員選任・解任委員会への出席や理事長の命令による出張とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第13条 評議員選任・解任委員のうち外部委員には、その職務を行うために要する費用弁償として報酬を支払う。報酬額は以下の通りとする。

- (1) 評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員の報酬は、1回15,000円とする。
- (2) 会議等の出席の為に必要な交通費は実費を支給する。
 - 2 その他理事長の命令により出張した場合は、その業務の難易度によりその都度定める。
 - 3 報酬は、課税額を控除した金額を支払う。

第6章 旅費及び日当の定め

(旅費の種類)

第14条 旅費は宿泊費と交通費とする。

(旅費の額)

第15条 旅費は合理的な経路に基づきかかった実費を支給する。

自家用車等を利用しても同様である。

- 2 やむを得ずタクシーを利用する場合は、タクシーの実費を支給する。
- 3 遠距離のため、新幹線又は航空機を利用する場合はその実費を支給する。

(宿 泊 費)

第 1 6 条 理事長の命令により出張や宿泊をする場合の宿泊費は
法人が負担する。

(海 外 研 修)

第 1 7 条 理事長の命令により海外に出張する場合の旅費は、航空料
金や宿泊費を勘案し、理事会においてその都度決定する。

(日 当 の 額)

第 1 8 条 理事長の命令により出張した場合は、日当を支給する。
日当の額は 1 日日当 5,000 円半日日当 2,500 円とする。但
し、報酬が支給される場合はこの限りではない。
2 報酬は課税額を控除した金額を支給する。

(改 定)

第 1 9 条 本規程の改定については、理事会において行い、評議員会
において決議する。

(附 則)

本規程は、平成 2 9 年 6 月 2 9 日より適用する。

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より改定する。

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改定する。